

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月17日
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-6685-3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-6685-3100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成24年8月17日付の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、第1種優先株式についての定めを定款に定めています。第1種優先株式については、普通株式と同様単元株式制度を採用しておらず、第1種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有していません。これは、普通株式との関係で第1種優先株式は配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに既存株主への影響を考慮して、議決権がない内容としたことによるものです。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	200,000株	240,000,000	120,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	200,000株	240,000,000	120,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります(以下、上記募集の方法による新株発行を「本第三者割当」といい、本第三者割当により発行される新株式を「本新株式」といいます)。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、120,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,200	600	1株	平成24年9月6日(木)	-	平成24年9月6日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社プロパスト 経営企画部	東京都港区麻布十番一丁目10番10号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
新生銀行 本店	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
240,000,000	9,780,000	230,220,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用：3,000,000円、登記関連費用：1,680,000円、その他諸費用(紹介手数料(有限会社恵信不動産)：2,400,000円、ドキュメンテーション作成費用(株式会社プルータス・コンサルティング)：1,900,000円、株式事務手数料(三菱UFJ信託銀行株式会社)：500,000円、外部調査費用(株式会社JPRリサーチ&コンサルティング)：300,000円)：5,100,000円であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額(円)	支出予定時期
プロジェクト費用(2~3物件)	230,220,000	平成24年10月~平成25年3月

本第三者割当により調達する資金は、今後の業容拡大のために新規物件の取得費用の一部に充当する予定であります。

当社は、平成24年10月から平成25年3月頃にかけて、今般調達する予定の資金に加えて間接金融により調達する資金とを併せることで、今後、2~3物件の自社における開発・分譲物件を新規で取得する予定です。

なお、取得予定物件については、中央区、港区及び台東区等の首都圏を中心に検討しております。また、取得金額については、1物件あたり(土地部分)総額300百万円程度を想定しており、この内、70%程度を金融機関からの間接金融にて調達し、残りの30%程度について当該調達資金を充当することを予定しております。

これらの新規取得物件は、平成26年5月期以降の業績に寄与する見込みです。

当社としては、かかる資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中期経営計画を確実に遂行することで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に応えられるものと考えております。

なお、当社は、本第三者割当により調達する資金を、上記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングス
本店の所在地	東京都新宿区四谷一丁目4番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 吉村 訓丈
資本金	8,000万円
事業の内容	有価証券の保有、売買及び運用並びにその他の投資に関する業務 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理等
主たる出資者及びその出資比率	株式会社吉村商会（100％）

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスを今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。割当予定先の選定にあたっては、当社のおかれる現状と課題、事業計画に基づく今後の展望、経営基盤等を十分にご理解いただき、当社の企業価値向上に当社とともに真摯に取り組んでくださる投資家を模索し、複数の割当先候補との接触を重ねてまいりました。当社は、本第三者割当による資金調達に際しては、必要な資金を確実に供給できること、当社の事業内容や事業計画について十分にご理解いただけること等を資金調達における割当予定先の選定方針として割当予定先の選定を進めておりました。

割当予定先の選定につきましては、平成24年5月に当社の不動産仲介業者の取引先である有限会社恵信不動産を介して、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの紹介を受け、その後、当社は株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの代表取締役である吉村訓丈氏と協議を行ってまいりました。また、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスからは、当社への出資に加えて、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの子会社である株式会社小川建設との共同事業により両社への出資の相乗効果が期待できる旨の説明を受けております。

前述の経緯を踏まえて、当社としましては、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスには当社の事業計画の内容について十分にご理解をいただいた上で出資にご賛同いただけたこと、また、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの子会社である株式会社小川建設との共同事業による相乗効果により、今後の業容拡大が見込めると考えたことから、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスを割当先として選定することが適切であると判断し、払込みに関する資金の確認等の必要な確認を行った上で、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

なお、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの主たる業務は、有価証券を保有する投資事業であり、現在は株式会社小川建設の株式を100％保有することにより、同社からの配当金収入を得ております。

当社は、昭和62年12月、個人向けの不動産の管理を目的として設立され、設立以来、順次業容を拡大し、平成18年12月には、株式会社大阪証券取引所が現在開設しているＪＡＳＤＡＱ市場（以下「ＪＡＳＤＡＱ市場」といいます。）への上場を果たし、更にその当時の好況を利して急激な業容拡大を行い160,000百万円を超える資産を有しておりましたが、平成20年に発生したリーマンショックを契機とする世界的な金融危機の影響により不動産市況が大幅に悪化したことを受けて、平成22年5月期末において30,066百万円の大幅な債務超過に陥りました。当社は、平成22年5月14日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行い、平成22年5月18日付で東京地方裁判所の民事再生手続開始決定を受けた後は、当社再建のために必要な施策を実施し、平成23年2月18日付で民事再生手続の終結決定がなされております。

その後においては、第二の創業と位置付け、民事再生手続開始に至った経緯を反省し、再生に向けて不動産企画業務や不

動産販売代理業務といった資産リスクの少ない不動産業務受託事業と不動産販売事業、特にマンションの開発・分譲を事業の柱として計画してまいりました。

しかしながら、販売代理業務受託に繋がる転売物件の取得費用等の短期的な資金については調達してきたものの、マンションの開発・分譲といった業務を行うことを前提とした購入資金の借入やゼネコンへの着手金等の支払いといった長期的な資金については、必要資金に対して満額での融資を受けることができず、不足分を自己資金で賄うことも困難であったため、自社での開発・販売業務は実施しておりませんでした。したがって、平成24年5月期においては、不動産販売事業における販売代理業務受託に繋がる転売業務や不動産業務受託事業における販売代理業務等を主たる業務として事業を推進してまいりました。

このような事業活動の結果、平成24年5月期においては、売上高3,023百万円、経常利益160百万円、当期純利益71百万円を計上いたしました。

当社は、不動産業務受託事業において、自社での物件保有リスクを抑制しつつ、当社の販売マネジメント力を活かした販売代理業務を継続して実施するとともに、不動産販売事業において、販売代理業務受託に繋がる短期的な転売を目的として売買する不動産販売業務を実施するほか、本第三者割当により調達した資金及び金融機関からの間接金融による資金を用いて取得した物件を開発・分譲する不動産開発業務を進める方針を有しております。

当社は、今後の成長戦略として、販売代理業務を推進することで不動産業務受託事業を継続的に発展させるとともに、本第三者割当により獲得した資金を活用して、自社での開発・分譲物件の新規取得を加速させることを企図しております。これにより当社が最も得意とするマンション分譲を中心とした不動産開発業務の拡大が可能となり、収益体質の確立と業容の拡大につなげる方針です。

このように、多くのセグメントにわたる事業活動をバランスよく進めていくことで、経済環境の変化に柔軟に対応できる事業ポートフォリオを有する企業に進化していきたいと考えております。

具体的な数値目標については、平成24年8月17日付「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」に記載のとおり、以下の数値を掲げております。

新中期経営計画

(百万円)

	平成25年 5月期	構成比	平成26年 5月期	構成比	平成27年 5月期	構成比
売上高	7,833	100.0%	6,796	100.0%	10,315	100.0%
営業利益	288	3.7%	518	7.6%	792	7.7%
経常利益	111	1.4%	381	5.6%	658	6.4%
当期純利益	107	1.4%	377	5.5%	654	6.3%

当社においては、前述のとおり、民事再生手続の終結決定がなされてはいるものの、現在においても依然として、金融機関から新規物件取得に際しての必要資金全額を調達することは困難な状況であり、金融機関からの融資不足額を補う自己資金を得ることにより機動的な新規物件の取得が可能となるため、今般の資金調達が不可欠であると判断し、本第三者割当による本新株式の発行を決議いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

200,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先である株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスからは、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスを支援する意思を有しており、本新株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭にて確認しております。

また、当社は、割当予定先より、本新株式の割当日（平成24年9月6日）から2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することにつき、内諾を受けております。本新株式については、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスより、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取するとともに、預金口座の通帳の写しを受領し、払込みに要する財産の存在について確認しております。さらに、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスに対して払込み資金を貸し付けている同社の完全親会社である株式会社吉村商会についても、払込み資金を拠出するに足る十分な資産を保有していることを、同社の預金口座の通帳の写し及び決算書等において確認しております。

以上により、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先である株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスから、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部の第三者調査機関（株式会社ＪＰリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介））に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

また、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの完全親会社であり、株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスに対して払込み資金を貸し付けている株式会社吉村商会、及び株式会社ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングスの100%子会社である株式会社小川建設についても、外部の第三者調査機関（株式会社ＪＰリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介））に調査を依頼し、両社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当による本新株式の発行価額は、割当予定先である株式会社ヨシムラ・RE・ホールディングスとの協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年8月16日のJASDAQ市場(スタンダード)における当社普通株式の終値1,292円を参考として、1,200円(直前の終値に対するディスカウント率7.12%)といたしました。なお、当社の株式が直近6か月間で1株当たり2,330円から1,145円で推移しており、上下の変動幅が大きいことから、割当予定先より自身の負う株価下落リスクを踏まえ、相当のディスカウントを希望されたことを受けて、当社といたしましては、今回の調達する資金を活用した新規物件の取得が当社の業績向上に繋がることが期待されること等を勘案し、日本証券業協会のルールに沿って、割当先と協議の上決定したものであります。また、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成24年8月16日)までの1か月間の各取引日の終値単純平均1,223円に対する乖離率は1.88%、3か月間の各取引日の終値単純平均1,363円に対する乖離率は11.96%、6か月間の各取引日の終値単純平均1,610円に対する乖離率は25.47%となっております。本新株式の発行価額として、取締役会決議日の前日終値を参考といたしましたのは、平成24年7月13日付で公表いたしました「平成24年5月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の影響を加味して形成されている株価が直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためです。

なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠して算定されたものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社社外監査役全員より、当社が平成24年7月13日付で公表した「平成24年5月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の影響を加味して形成されている発行決議日の直前営業日の終値が、当社の客観的な株式価値を適正に反映しているものと考えすることは合理的であり、当該発行決議日の直前営業日の終値が当社の客観的な企業価値を反映していないと疑われる事情は特に見出せないこと、当社の株式の市場価額は直近6か月間で1株当たり2,330円から1,145円で推移しており、上下の変動幅が大きいこと、本第三者割当により資金を調達し新規物件の取得に活用することで、当社の業績向上に繋がり得ることに照らせば、割当予定先の希望に配慮することは不合理ではないこと、ディスカウント率の程度は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に則ったものになっていること等から、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

以上のことから、本新株式の発行価額は適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は200,000株であり、平成24年7月31日現在の当社発行済株式総数1,022,772株に対し19.55%(平成24年7月31日現在の当社議決権個数944,837個に対しては21.17%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

当社は、足下では、資金負担の少ない販売代理業務や不動産企画業務、又は短期的な転売を中心とした不動産販売業務に取組んでいるものの、一段の企業価値向上を図るためには一定の資金負担を伴う自社開発・分譲業務にも取組む必要があると考えております。

しかしながら、金融機関等の当社に対する与信の本格的な回復には、なお一定の時間を要する状況であると考えられることから、自社開発・分譲業務に繋がる新規物件取得のために必要な資金調達の総額を間接金融により得ることは難しい状況であります。現在のように厳しい経営環境の中でも一段の企業価値向上に向けて収益拡大を図るためには、当該規模の資金調達が必要となるものと考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成22年5月期の81,873.47円から平成23年5月期には民事再生手続に基づく債務免除益の計上により68,416.13円となりましたが、平成24年5月期においては36.02円と僅少な額に留まっております。調達した資金を新規物件取得に投下し、業容拡大を図ることで、最終損益の拡大を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能となるものと考えております。

従いまして、当社といたしましては、本第三者割当は、企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 所有株式数別

普通株式及び第1種優先株式の合計所有株式数の多い順上位は、以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ヨシムラ・R E・ ホールディングス	東京都新宿区四谷1-4	-	- %	200,000	17.47%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6-1	27,166	2.88%	27,166	2.37%
李 龍主	神奈川県横浜市中区	21,180	2.24%	21,180	1.85%
興産信用金庫	東京都千代田区神田紺屋 町41	19,455	2.06%	19,455	1.70%
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みな とみらい3-1-1	19,166	- %	19,166	- %
S M B Cファイナンスサー ビス株式会社	東京都港区三田3-5-27	16,972	- %	16,972	- %
株式会社東京スター銀行	東京都港区赤坂1-6-16	15,997	- %	15,997	- %
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	13,912	1.47%	13,912	1.22%
友枝 大徳	福岡県北九州市小倉南区	13,004	1.38%	13,004	1.14%
中村 貴嗣	大阪府羽曳野市	9,591	1.02%	9,591	0.84%
西武信用金庫	東京都中野区中野 2-29-10	7,730	- %	7,730	- %
計	-	164,173	- %	364,173	- %

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当前の大株主及び所有株式数については、平成24年5月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成24年7月31日現在の総議決権数(944,837個)を用いて算出しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年7月31日現在の総議決権数に、株式会社ヨシムラ・R E・ホールディングスに割当てる本新株式の議決権数200,000個(普通株式200,000株)を加えた数値(1,144,837個)を基に算出しております。

5. 自己株式は除いた数値を記載しております。

(2) 所有議決権数別

所有株式に係る議決権の個数の多い順上位は、以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ヨシムラ・R E・ ホールディングス	東京都新宿区四谷1-4	-	- %	200,000	17.47%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6-1	27,166	2.88%	27,166	2.37%
李 龍主	神奈川県横浜市中区	21,180	2.24%	21,180	1.85%
興産信用金庫	東京都千代田区神田紺屋 町41	19,455	2.06%	19,455	1.70%
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	13,912	1.47%	13,912	1.22%
友枝 大徳	福岡県北九州市小倉南区	13,004	1.38%	13,004	1.14%
中村 貴嗣	大阪府羽曳野市	9,591	1.02%	9,591	0.84%
梅木 慎二郎	岡山県岡山市	6,560	0.69%	6,560	0.57%
石田 宏信	東京都大田区	6,000	0.64%	6,000	0.52%
李 暁英	千葉県船橋市	5,835	0.62%	5,835	0.51%
株式会社ユーラシア旅行社	東京都千代田区平河町 2-7-4	5,500	0.58%	5,500	0.48%
計	-	128,203	13.57%	328,203	28.67%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当前の大株主及び所有株式数については、平成24年5月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

3. 割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成24年7月31日現在の総議決権数(944,837個)を用いて算出しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年7月31日現在の総議決権数に、株式会社ヨシムラ・R E・ホールディングスに割当てる本新株式の議決権数200,000個(普通株式200,000株)を加えた数値(1,144,837個)を基に算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期）及び四半期報告書（第26期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成24年8月17日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成24年8月17日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年8月17日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

a. 平成23年8月30日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成23年8月30日開催の取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動にかかる代表取締役の氏名、役職名、生年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (平成23年8月30日現在)
齊藤 友子 (昭和26年6月11日)	取締役	代表取締役副社長	3,750株

(2) 異動年月日

平成23年8月30日

b. 平成23年8月31日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成23年8月30日開催の当社第25期定時株主総会において、それぞれの決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年8月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	179,606	586	0	(注)1	可決(94.30%)
第2号議案	179,216	976	0	(注)2	可決(94.10%)
第3号議案					
津江 真行	179,283	909	0	(注)3	可決(94.13%)
齊藤 友子	179,305	887	0		可決(94.14%)
都倉 茂	179,283	847	0		可決(94.17%)
矢野 義晃	179,283	858	0		可決(94.16%)
第4号議案	178,871	1,321	0	(注)3	可決(93.92%)

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決件数は加算しておりません。

c. 平成24年2月13日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社に対して提起されていた訴訟について、平成24年2月2日付で和解により解決いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号および第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該訴訟の提起があった日

平成23年3月24日

(2) 当該訴訟を提起した者の概要

名称 旭建設株式会社
住所 千葉県流山市十太夫6番地
代表者 石田 和彦
氏名 石田 和彦
住所 千葉県流山市

(3) 当該訴訟の内容

当社が平成23年5月期第3四半期会計期間において引渡を受けた不動産()に関して、前売主らと売主との売買契約における所有権移転につき、前売主らとその適法性に瑕疵があると主張し、平成23年3月24日付で前売主らが売主および売主から引渡を受けた当社に対して所有権移転登記の抹消登記手続請求訴訟を提起いたしました。

売主がその前売主ら(=元の所有者ら)より買い受けて当社に対して転売した不動産

(4) 訴訟の解決があった年月日
平成24年2月2日

(5) 当該訴訟の解決の内容

当社は、前売主らの請求につき、その内容の妥当性を精査し、訴訟対応を行ってまいりましたが、裁判の長期化が業績に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期解決の観点から、平成24年2月2日、前売主らと裁判所上の和解により解決することで合意に至ったものです。

(和解内容の骨子)

前売主ら並びに売主および当社は、当該不動産につき、当社が所有権を有することを確認する。
売主および当社は前売主らに対し、連帯して、解決金として85百万円を支払う。

(6) 当該事象の損益に与える影響額

本和解の成立に伴い、85百万円の解決金を平成24年5月期第3四半期会計期間において特別損失として計上することといたしました。

3. 最近の業績の概況について

平成24年7月13日開催の当社取締役会において決議された第26期事業年度(自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	437	375
売掛金	7	27
販売用不動産	631	536
仕掛販売用不動産	3,664	3,787
未成業務支出金	39	71
貯蔵品	0	0
前渡金	20	22
前払費用	4	3
未収入金	0	-
その他	0	0
貸倒引当金	0	2
流動資産合計	4,805	4,821
固定資産		
有形固定資産		
建物	953	962
減価償却累計額	27	64
建物（純額）	925	898
車両運搬具	2	2
減価償却累計額	1	2
車両運搬具（純額）	1	0
工具、器具及び備品	24	28
減価償却累計額及び減損損失累計額	21	24
工具、器具及び備品（純額）	2	3
土地	2,433	2,433
リース資産	2	2
減価償却累計額及び減損損失累計額	2	2
リース資産（純額）	0	-
有形固定資産合計	3,362	3,335
無形固定資産		
電話加入権	0	0
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
出資金	2	2
長期貸付金	0	0
破産更生債権等	5	0
その他	26	21
貸倒引当金	5	0
投資その他の資産合計	28	23
固定資産合計	3,391	3,359
資産合計	8,196	8,180

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	526	515
短期借入金	2,591	2,604
1年内返済予定の長期借入金	1,128	1,130
リース債務	0	-
未払金	104	126
未払費用	29	43
未払法人税等	11	5
前受金	86	107
預り金	11	10
賞与引当金	29	-
債務免除解除条件成就損失引当金	12	1
その他	41	7
流動負債合計	4,573	4,552
固定負債		
長期借入金	3,198	3,119
退職給付引当金	8	14
長期預り敷金	49	55
資産除去債務	2	2
その他	65	65
固定負債合計	3,323	3,256
負債合計	7,897	7,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	977	977
資本剰余金		
資本準備金	227	-
その他資本剰余金	4,100	-
資本剰余金合計	4,327	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,005	605
利益剰余金合計	5,005	605
株主資本合計	299	371
純資産合計	299	371
負債純資産合計	8,196	8,180

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
売上高		
不動産販売事業売上高	16,550	2,345
不動産業務受託事業売上高	781	475
賃貸事業売上高	113	202
売上高合計	17,446	3,023
売上原価		
不動産販売事業原価	15,076	1,994
不動産業務受託事業原価	22	104
賃貸事業原価	73	91
売上原価合計	¹ 15,172	¹ 2,190
売上総利益	2,273	833
販売費及び一般管理費	² 1,131	² 579
営業利益	1,141	253
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
違約金収入	50	-
預り敷金償却益	8	-
未払配当金除斥益	1	1
受取補償金	-	13
その他	2	3
営業外収益合計	63	18
営業外費用		
支払利息	59	96
融資手数料	16	10
遅延損害金	86	-
債務免除解除条件成就損失引当金繰入	-	3
その他	16	0
営業外費用合計	179	111
経常利益	1,026	160
特別利益		
固定資産売却益	³ 0	-
債務免除益	26,250	-
その他	131	-
特別利益合計	26,382	-

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
特別損失		
固定資産除却損	4 0	-
関係会社有価証券売却損	75	-
関係会社清算損	5 3	-
債務免除解除条件成就損失引当金繰入 和解金	12	-
	-	85
特別損失合計	90	85
税引前当期純利益	27,317	75
法人税、住民税及び事業税	1	3
過年度法人税等	33	-
過年度法人税等戻入額	67	-
法人税等合計	32	3
当期純利益	27,349	71

売上原価明細書

イ．不動産販売事業原価

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)		当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
土地取得費	12,339	81.8	1,775	89.0
建築費	1,326	8.8	-	-
建物取得費	39	0.3	0	0.0
その他の経費	1,370	9.1	219	11.0
合計	15,076	100.0	1,994	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

ロ．不動産業務受託事業原価

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)		当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
外注費	5	23.9	42	40.8
販売人件費	-	-	21	20.5
その他の経費	17	76.1	40	38.7
合計	22	100.0	104	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

ハ．賃貸事業原価

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)		当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
減価償却費	24	33.7	34	37.5
保守管理費	19	26.7	30	33.9
租税公課	22	30.0	20	22.3
その他の経費	7	9.6	5	6.3
合計	73	100.0	91	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(表示方法の変更)

4．財務諸表(7)表示方法の変更に記載のとおり、当事業年度より売上原価の表示を「不動産販売事業原価」、「不動産業務受託事業原価」及び「賃貸事業原価」の3区分に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の売上原価明細書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の売上原価明細書において表示していた不動産開発事業原価の「土地取得費」1,852百万円、「建築費」1,326百万円、「その他の経費」455百万円及び資産活性化事業原価の「土地取得費」10,487百万円、「建物取得費」39百万円、「その他の経費」915百万円を、不動産販売事業原価の「土地取得費」12,339百万円、「建築費」1,326百万円、「建物取得費」39百万円、「その他の経費」1,370百万円として組み替えております。

(3) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,169	977
当期変動額		
新株の発行	1,507	-
資本金から剰余金への振替	4,700	-
当期変動額合計	3,192	-
当期末残高	977	977
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	4,119	227
当期変動額		
新株の発行	1,507	-
準備金から剰余金への振替	5,399	227
当期変動額合計	3,891	227
当期末残高	227	-
その他資本剰余金		
当期首残高	-	4,100
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	4,700	-
準備金から剰余金への振替	5,399	227
欠損填補	5,999	4,327
当期変動額合計	4,100	4,100
当期末残高	4,100	-
資本剰余金合計		
当期首残高	4,119	4,327
当期変動額		
新株の発行	1,507	-
資本金から剰余金への振替	4,700	-
欠損填補	5,999	4,327
当期変動額合計	208	4,327
当期末残高	4,327	-
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3	-
当期変動額		
利益準備金の取崩	3	-
当期変動額合計	3	-

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	395	
当期変動額		
別途積立金の取崩	395	-
当期変動額合計	395	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	38,753	5,005
当期変動額		
当期純利益	27,349	71
利益準備金の取崩	3	-
別途積立金の取崩	395	-
欠損填補	5,999	4,327
当期変動額合計	33,747	4,399
当期末残高	5,005	605
利益剰余金合計		
当期首残高	38,355	5,005
当期変動額		
当期純利益	27,349	71
欠損填補	5,999	4,327
当期変動額合計	33,349	4,399
当期末残高	5,005	605
株主資本合計		
当期首残高	30,066	299
当期変動額		
新株の発行	3,015	-
当期純利益	27,349	71
当期変動額合計	30,365	71
当期末残高	299	371
純資産合計		
当期首残高	30,066	299
当期変動額		
新株の発行	3,015	-
当期純利益	27,349	71
当期変動額合計	30,365	71
当期末残高	299	371

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

当事業年度
(自 平成23年 6月 1日
至 平成24年 5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	75
減価償却費	40
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	96
融資手数料	10
和解金	85
売上債権の増減額(は増加)	14
たな卸資産の増減額(は増加)	58
前払費用の増減額(は増加)	0
仕入債務の増減額(は減少)	10
未払金の増減額(は減少)	23
賞与引当金の増減額(は減少)	29
債務免除解除条件成就損失引当金の増減額(は減少)	10
前受金の増減額(は減少)	21
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	5
退職給付引当金の増減額(は減少)	5
その他	40
小計	199
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	87
法人税等の支払額	1
和解金の支払額	85
その他	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	80
有形固定資産の取得による支出	14
貸付金の回収による収入	0
敷金の回収による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	94
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	498
短期借入金の返済による支出	485
長期借入金の返済による支出	76
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	63
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	142
現金及び現金同等物の期首残高	437
現金及び現金同等物の期末残高	295

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)

定額法

建物以外

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」「(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 債務免除解除条件成就損失引当金

いったん行われた債務免除につき、弁済原資が生じることによりその債務免除の一部が撤回されることに備えるため、将来の発生見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生年度の期間費用として処理しております。

(7) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「未払消費税等」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動負債の「未払消費税等」として表示していた41百万円は、「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度まで売上高及び売上原価の表示を「不動産開発事業」、「資産活性化事業」、「不動産業務受託事業」及び「賃貸事業」の4事業に区分しておりましたが、当事業年度より「不動産開発事業」と「資産活性化事業」を集約し報告セグメントを「不動産販売事業」、「不動産業務受託事業」及び「賃貸事業」の3区分としたことから、損益計算書の売上高及び売上原価の表示を当該3区分に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「不動産開発事業売上高」として表示していた4,260百万円と「資産活性化事業売上高」として表示していた12,289百万円を「不動産販売事業売上高」16,550百万円として、「不動産開発事業原価」として表示していた3,634百万円と「資産活性化事業原価」として表示していた11,441百万円を「不動産販売事業原価」15,076百万円としてそれぞれ組み替えております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3百万円は、「未払配当金除斥益」1百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(8) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(9) 財務諸表に関する注記事項

(貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
現金及び預金	20百万円	80百万円
販売用不動産	631	536
仕掛販売用不動産	3,488	3,776
建物	921	896
土地	2,433	2,433
計	7,494	7,721

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
買掛金	425百万円	425百万円
短期借入金	2,591	2,604
1年内返済予定の長期借入金	1,128	1,130
未払金	94	94
長期借入金	3,198	3,119
計	7,439	7,375

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
293百万円	21百万円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29.5%、当事業年度7.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.5%、当事業年度92.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
その他販売経費	325百万円	39百万円
従業員給与及び賞与	257	207
賞与引当金繰入	25	-
退職給付費用	2	5
法定福利費	35	35
地代家賃	20	33
支払手数料	77	38
事務委託費	152	68
減価償却費	4	6
貸倒引当金繰入	1	2
株式関連費用	13	35

(表示方法の変更)

「法定福利費」、「地代家賃」及び「株式関連費用」は、前事業年度まで金額的重要性が乏しいため主要な費目として表示しておりませんでした。当事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えたため、主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

また、前事業年度において、主要な費目として表示しておりました「租税公課」は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5以下となったため、当事業年度においては、主要な費目として表示しておりません。なお、前事業年度の「租税公課」は83百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	346,925	75,000	-	421,925
第1種優先株式(注)2	-	339,485	-	339,485
合計	346,925	414,485	-	761,410
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
第1種優先株式(注)3	-	94	-	94
合計	-	94	-	94

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加75,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
2. 第1種優先株式の発行済株式総数の増加339,485株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
3. 第1種優先株式の自己株式の株式数の増加94株は、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に従い、無償で取得したものであります。

当事業年度(自平成23年6月1日至平成24年5月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	421,925	519,982	-	941,907
第1種優先株式(注)2	339,485	-	227,814	111,671
合計	761,410	519,982	227,814	1,053,578
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
第1種優先株式(注)3,4	94	259,991	227,814	32,271
合計	94	259,991	227,814	32,271

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加519,982株は、第1種優先株式の取得請求権の行使に伴い交付されたものであります。
2. 第1種優先株式の発行済株式総数の減少227,814株は、自己株式の消却による減少であります。
3. 第1種優先株式の自己株式の株式数の増加259,991株は、第1種優先株式の取得請求権の行使により増加したものであります。
4. 第1種優先株式の自己株式の株式数の減少227,814株は、自己株式の消却による減少であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
現金及び預金勘定	375百万円
担保に供している定期預金	80
現金及び現金同等物	295

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会、その他の会議体が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は従来、製品・サービスの内容等が概ね類似している各個別プロジェクトを集約し、「不動産開発事業」「資産活性化事業」「不動産業務受託事業」「賃貸事業」の4つを報告セグメントとしておりました。また、「不動産開発事業」はマンション等の開発・販売、「資産活性化事業」は収益不動産再生及び土地再開発をそれぞれ報告セグメントの主要な内容としておりました。

しかしながら、民事再生手続きが終結し、新しいビジネスモデルを模索する中で、当初、マンション開発用地として取得しながらも、早期に売却することで利益が見込めると判断された場合等、開発を行わないまま売却するケースが発生しており、そのような柔軟な意思決定による販売形態の変更は今後も多く発生すると考えております。また、当社の事業を「不動産の販売」「不動産に関する役務の提供」「不動産の賃貸」と大枠で区分することにより、事業の概観を捉えることができ、今後の経営判断にも有用であると判断したことから、当事業年度より「不動産開発事業」と「資産活性化事業」をさらに集約し、「不動産販売事業」とすることといたしました。

これにより当社の報告セグメントは、「不動産販売事業」「不動産業務受託事業」「賃貸事業」の3区分に変更しております。

なお、前事業年度は、連結財務諸表を作成しておりますので、変更後の区分方法による前事業年度の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報は、記載しておりません。

各報告セグメントの主要な内容は、次のとおりであります。

不動産販売事業・・・不動産の開発・販売

不動産業務受託事業・・・販売代理業務、不動産企画業務、その他不動産に関するコンサルティング業務

賃貸事業・・・・・・・・・・オフィスビル・マンションの賃貸

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当事業年度(自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	不動産 販売事業	不動産業務 受託事業	賃貸事業			
売上高						
外部顧客への売上高	2,345	475	202	3,023	-	3,023
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,345	475	202	3,023	-	3,023
セグメント利益	329	385	116	832	579	253
セグメント資産	4,345	95	3,330	7,771	408	8,180
その他の項目						
減価償却費	-	-	34	34	6	40
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	-	-	9	9	3	13

(注)1. セグメント利益の調整額 579百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 408百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額 6百万円は、管理部門の資産に係るものであります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 3百万円は、管理部門の設備投資額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

b. 関連情報

当事業年度(自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
一建設株式会社	837	不動産販売事業・不動産業務受託事業
月島一丁目3、4、5番地区市街地再 開発組合	494	不動産販売事業
株式会社エフ・コーポレーション	463	不動産販売事業

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
当事業年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当事業年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
当事業年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当事業年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
1株当たり純資産額	6,197.04円	378.68円
1株当たり当期純利益金額	68,416.13円	36.02円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	34,489.93円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	299	371
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,914	728
(うち優先株式払込金額(百万円))	(2,715)	(635)
(うち優先配当額(百万円))	(198)	(92)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	2,614	356
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	421,925	941,907

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当事業年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	27,349	71
普通株主に帰属しない金額(百万円)	198	46
(うち優先配当額(百万円))	(198)	(46)
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	27,151	25
期中平均株式数(株)	396,857	700,495
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	198	-
(うち優先配当額(百万円))	(198)	(-)
普通株式増加数(株)	396,127	-
(うち優先株式数(株))	(396,127)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年8月28日定時株主総会決議ストックオプション (第5回新株予約権) (株式の数 2,775株)	平成18年8月28日定時株主総会決議ストックオプション (第5回新株予約権) (株式の数 2,775株) 第1種優先株式 (株式の数 79,400株)

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日	平成23年8月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第3四半期)	自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日	平成24年4月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年8月26日

株式会社プロパスト
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員	公認会計士	高尾 秀四郎
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	武田 剛
業務執行社員		

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパスト及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は平成22年5月14日に東京地方裁判所に対し民事再生手続開始を申し立てるに至ったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年8月17日開催の定時株主総会において準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プロパストの平成22年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社プロパストが平成22年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月13日

株式会社プロパスト
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年6月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社プロパストの平成24年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年8月30日

株式会社プロパスト
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員	公認会計士	梅原 剛
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	武田 剛
業務執行社員		

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパスト及び連結子会社の平成23年5月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プロパストの平成23年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社プロパストが平成23年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 8月26日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀四郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパストの平成22年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は平成22年5月14日に東京地方裁判所に対し民事再生手続開始を申し立てるに至ったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年8月17日開催の定時株主総会において準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 8月30日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパストの平成23年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年8月30日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。